

貧困の連鎖を絶ち、全ての子どもの生きる権利及び成長・発達する 権利の実現を求める意見書

意見の趣旨

当会は、国及び地方公共団体に対し、

第1に、子どもの貧困に関する実態調査を行うこと

第2に、子どもが生まれたときから成長段階に応じた切れ目のない支援を受けられるように、福祉・教育・医療等の総合的で連携の取れた支援体制を確立すること

第3に、保育施設を質量ともに拡充させること

第4に、公立の義務教育課程及び高校の学費の完全無償化を実現させ、高等教育や私立学校についても経済的負担の軽減に向けた施策を実現させること

第5に、貧困率が特に高いと言われるひとり親世帯に対して、児童扶養手当の拡充、生活支援、就労支援・職業訓練、住宅支援など、生活全般の支援を充実させること

を求める。

意見の理由

1 我が国における子どもの貧困の現状

これまで子どもの貧困問題の実態を明らかにしてこなかった政府が、2009年10月に、『日本における17歳以下の子どものうち、7人に1人が経済的に困窮しており、特にひとり親の家庭の子どもにいたっては、半数以上が貧困状態にあること』を明らかにした。この「ひとり親家庭における貧困率」は、34か国が加盟しているOECD（経済協力開発機構）諸国中、最低の水準である。

その一因として、本来であれば“富める者から貧する者へ”の施策となる

はずである徴税制度や社会保障が適切に機能しているとはいえ、税・社会保障による所得再分配の前よりも再分配後の方が、子どもの貧困率が上昇するという逆転現象が生じていることが挙げられる。また、労働の分野においても非正規雇用の拡大によって、ひとり親世代や15歳以上の働く子どもに低賃金で不安定な労働条件が広がっている。

現実には、保育料、給食費、授業料などの滞納によって、学校中退を余儀なくされたり、適切な医療を受けられずに心身の健康を悪化させたりする子どもが増えているという報告もある。

2 当会の取り組み

当会では、2006年2月25日に人権擁護大会プレシンポ（兼九弁連大会プレシンポ）「多重債務問題の解決に向けて－金利問題と行政の役割を考える－」を、3名の国会議員を来賓に迎えて開催し、多重債務問題の社会的背景と、多重債務に陥ることによる深刻な被害の実態を明らかにした。

このシンポにより、多重債務に陥ると多大な精神的ストレスを抱え、そのことが往々にして児童虐待、DV、離婚などの家庭崩壊を招いたり、返済のために犯罪に走ったりするリスクが高まることに加え、学費滞納などにより子どもに進路を変えてもらったり、退学を余儀なくされるなどの実態が明らかとなるとともに、セーフティネット融資の充実や生活再建のための取り組みが必要であることを確認した。

また、当会では、2008年7月27日に人権擁護大会プレシンポ「岐路に立つ生存権－現代日本の労働と貧困を考える－」を、社会保障分野で実績のある4名の大学教員のご協力で開催し、アメリカ、イギリス、スウェーデン、韓国等諸外国との対比を踏まえ、我が国の生活保護制度の問題点を討議した。

このシンポにより、生活保護受給者の多くが「高齢・独居」であり、その廃止原因の多くが「死亡」であることなどから、生活保護制度が生活再建、

自立支援の観点での利用については大きな問題があり、その抜本的改正の必要性を確認した。

さらに、当会は、昨年9月19日に人権擁護大会プレシンポ「消費者庁時代の地方消費者行政と市民の役割－消費者が主役の社会をめざして－」を開催し、これからは「市民が主役になる社会」であることを確認しましたが、その前提として、将来の主役である子どもに対しては、将来主役となるにふさわしい教育を受ける機会が不可欠ということとなる。

3 貧困の連鎖及びその解消に向けて必要な施策

ところが、現在、本来保障されるべき教育・支援を奪われた子どもに、その不利益が徐々に蓄積され、貧困状況が固定化されていくことで、親の貧困が子どもの貧困に直結するという「貧困の連鎖」が繰り返し指摘されている。

特に佐賀県においては、所得水準は全国平均よりも低いうえ、公共交通機関は発達しておらず（逆にバスについては減便、減路線が続く状況）、生活保護を受給するために自動車の保有を断念すれば、通院、求職、子どもの通園等に著しい支障が生じる状況にある。

現状は、子どもの生きる権利、成長し発達する権利、教育を受ける権利、家庭的環境で養育される権利等、日本国憲法及び子どもの権利条約に明記された子どもの権利を侵害するものであり、これ以上看過できない状況である。

そのため、国や地方公共団体に対しては、生活保護制度や社会福祉資金貸付制度等の「セーフティネット」の拡充に加え、意見の趣旨記載のとおり、以下の必要な施策を求める次第である。

- ①子どもの貧困に関する解決策を策定するために必要な実態調査を行うこと
- ②幼少期の教育が将来の発育に大きな影響があるとの報告もあるため、子どもが生まれたときから成長段階に応じた切れ目のない支援が受けられるように、福祉・教育・医療等の総合的で連携の取れた支援体制を確立させる

こと

- ③すべての子どもが良質な保育を受ける権利を享受できるよう、保育施設を質量ともに拡充させること
- ④すべての子どもがその資質や発達段階に応じた教育を受ける権利を実質的に保障されるよう、家庭の経済力だけで子どもの教育格差が生じることを防ぐため、公立の義務教育課程及び高校の学費の完全無償化を実現させ、高等教育や私立学校についても経済的負担の軽減に向けた施策を充実させること
- ⑤貧困率が特に高いと言われるひとり親世帯に対して、児童扶養手当の拡充、生活支援、就労支援・職業訓練、住宅支援など、生活全般の支援を充実させること

なお、“人権保障と社会正義の実現”という職責を背負うわれわれ弁護士は、貧困世帯自体の「貧困から脱却」だけでなく、「貧困の連鎖」を断ち切るため、すべての子どもが、貧困による不利益の蓄積及び、貧困自体による不利益から逃れるための施策に取り組んでいかなければならない。

当会はこれまでも、毎日実施している（無料）多重債務相談、週2回の電話無料相談に加え、「子どもの権利110番」「生活保護110番」「女性の権利110番」「子どもの貧困—生活費・養育費ホットライン—」などの相談事業を行ってきたところであるが、今後は、非正規労働者等を対象に相談体制の整備、生活保護などの社会保障に関する相談体制の充実など、「子どもの貧困」の解決のための取組みさらに進めていく決意である。

2010年8月23日

佐賀県弁護士会

会長 池田晃太郎